

## (仮称) 鎌ヶ谷市犯罪被害者等支援条例 (案) の骨子について

### 1 条例制定の背景

平成17年4月1日に施行された「犯罪被害者等基本法」において、地方公共団体の責務は「基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められました。

千葉県では、議員提案により「千葉県犯罪被害者等支援条例」を制定し、令和3年4月1日に施行しました。また、「千葉県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、令和4年4月1日から実施しています。

本市では、平成18年4月1日に施行した「鎌ヶ谷市犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関する条例」により、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進してきました。

この条例で定める市民等の役割において、「市民等は、基本理念にのっとり、安全で安心なまちづくりについての関心及び理解を深め、犯罪の被害者とならないよう自らの安全確保に努めるとともに、安全で安心なまちづくりの推進に努めるもの」としており、市民等の役割として犯罪の被害者とならないよう自らの安全確保に努めることを掲げております。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、誰もが、ある日突然犯罪等に巻き込まれるおそれがあり、犯罪による被害に遭う可能性があります。犯罪の被害者やその家族または遺族は、十分な支援を受けられず社会で孤立してしまうなど犯罪による直接的な被害にとどまらず、周囲の無理解や配慮に欠けた対応による間接的な被害に苦しめられることも少なくありません。

このような状況を踏まえ、この度、犯罪被害者等支援を目的とした条例を制定することにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を推進しようとするものです。

### 2 条例制定の目的

市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

### 3 条例の概要

#### (1) 目的【第1条】

犯罪被害者等基本法の趣旨を踏まえ、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにし、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項等を定めるものです。

#### (2) 定義【第2条】

条例における用語の意義を定めるものです。

#### (3) 基本理念【第3条】

犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、適切に途切れることなく行われるものとします。

犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することなく個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮するものとします。

#### (4) 市の責務【第4条】

市は、犯罪被害者等の支援策を策定し、実施する責務を有するものとします。

市は、関係機関等との連携協力を努めるものとします。

#### (5) 市民等の責務【第5条】

市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市等が行う支援に協力するよう努めるものとします。

#### (6) 相談及び情報の提供等【第6条】〔具体的な施策1〕

市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとします。

支援を総合的に行うための窓口を設置するものとします。

#### (7) 市民等の理解の推進【第7条】〔具体的な施策2〕

市は、犯罪被害者等が抱えている問題等について市民等の理解を深めるため、啓発活動その他の必要な施策を行うものとします。

#### (8) 民間支援団体等への支援【第8条】〔具体的な施策3〕

市は、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に係るものに対して、情報提供や必要な支援を行うものとします。

(9) 見舞金の支給等【第9条～第17条】〔具体的な施策4〕

市は、犯罪行為により死亡した者の遺族又は傷害を受けた者に対し、見舞金を支給するものとします。

＜支給要件＞

犯罪行為が行われた時に市民であった者  
傷害が全治1月以上の加療を要する  
警察に被害届を出すなど被害者確認ができるもの  
国内における犯罪行為

＜見舞金の種類＞

遺族見舞金：30万円  
傷害見舞金：全治1月以上3月未満 5万円  
全治3月以上 10万円

＜支給しないことができる場合＞

被害者と加害者の間に親族関係があるとき  
被害者にも責めに帰すべき行為があるとき  
社会通念上適切でないと認められるとき

(10) 転居費用の助成【第18条～第20条】〔具体的な施策5〕

市は、見舞金の支給を受けることができる者で、犯罪行為による被害により引越しを余儀なくされた者に対し、転居に要した費用を助成するものとします。

助成の額：5万円を限度

(11) 委任【第21条】

施行に必要な事項は、規則で定めるものとします。

(12) 附則

施行期日

適用 見舞金及び転居費用に関しては、施行日以後の犯罪行為による被害について適用するものとします。

4 条例施行予定

令和5年4月1日

5 その他

別途定める予定の施行規則では、見舞金に関する内容等について定めるものとします。